

デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて
最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

今や日本の労働者の3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下のワーキング・プアである。平均賃金(年収)は、1997年に比べて58万円も減っている。これほどの賃金下落は世界に例をみず、日本経済が消費の縮小とデフレ不況に陥るのも当然である。家計の厳しさから、モノは売れず、生産は縮小し、雇用破壊と企業の経営危機を招く事態となっている。

収入が少なく不安定なため、結婚できず、子供を産み育てられない青年も増えている。これ以上、低賃金の蔓延を放置し続けられれば、日本社会は崩壊してしまう。

東日本大震災からの復興も停滞している。政府が準備している大型の公共投資や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進まない。

今の地域別最低賃金は、東京で850円、鳥取県では653円、フルタイムで働いても税込で153万円~117万円では、まともな暮らしはできない。地域間格差も大きく、鳥取県と東京では時間額で197円も格差がある。こうした格差が青年の県外流出の一因になっている。最低賃金は、地域間格差を解消しつつ、大幅に引き上げる必要がある。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」という政・労・使の「雇用戦略対話合意」が成立している。最低賃金1000円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で月額約20万円、時間額1000円以上が普通である。高い水準の最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも、中小企業への経営支援を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備していけば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への経営支援策を拡充すること。景気動向をふまえ、金融円滑化法の打ち切りを止めて再設置すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法の改正と、

公共事業における適正な単価と報酬を確保するための法の制定を行うこと。
5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

鳥取県大山町議会
議長 野口 俊明

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様